

川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援実施要領

(事業の目的)

第1条 市内で農業経営を営む意欲のある農業者に対し、税理士や中小企業診断士等の経営の専門家（以下「専門家」という。）を活用した伴走型の経営支援をセレサ川崎農業協同組合と連携して行うことで、農業者の更なる経営発展を図り、課題の解決や農業経営改善計画又は青年等就農計画の目標達成などに繋げることを目的として実施する。

(支援の対象者)

第2条 支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、市内で農業経営を営む次の各号のいずれかに該当する農業者とする。

(1) 認定農業者

本市における農業経営について、農業経営改善計画を自ら作成し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号。以下「法」という。）第12条第5項に基づく認定を受けた者

(2) 認定新規就農者

本市における農業経営について、青年等就農計画を自ら作成し、法第14条の4第3項に基づく認定を受けた者

(3) その他の新規就農者

市内で農業経営を開始して1年以上5年以内の独立・自営就農者で、市内の経営面積（所有地及び借入地）が10a以上又は直近一年間の農業収入額が15万円以上の者

(4) その他農業者

市内の経営面積（所有地及び借入地）が30a以上の農業者又は直近一年間の農業収入額が50万円以上の者

(支援の内容及び委託)

第3条 法人化や経営改善・発展、経営継承等の農業経営に関する課題を抱えている農業者に専門家を派遣し、指導・助言を行う。

2 市長は、前項に規定する相談窓口を実施する事業者と契約を締結し、当該事業の全部又は一部を委託することができる。

(支援の手続き)

第4条 前条の支援を受けるために必要な手続きは、次のとおりとする。

(1) 支援の申込み

伴走型経営支援を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援申込書・同意書（第1号様式）のほか、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

①財務諸表等

青色申告決算書の写しなど経営状況を把握できるもの

②経営面積がわかる資料（「その他の農業者」や「その他の新規就農者」で、補助対象要件として必要な場合のみ）

③定款の写し（法人の場合のみ）

(2) 支援の決定

市長は、前項の書類について、その内容を審査し、適正と認められる場合、支援を決定し、申請者に対し川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援決定通知書（第2号様式）により通知する。

(3) 支援の要請

市長は、前号の規定により専門家派遣が決定した者（以下「支援事業者」という。）について、速やかに川崎市が委託した専門家に第1号で提出された書類等を送付し、支援を要請する。

(4) 支援の実施

専門家は、支援事業者が抱えている経営上の課題や悩みについて改善ができるよう指導・助言を行う。

(5) 情報の共有

専門家は、支援事業者の課題や支援状況について、川崎市及びセレサ川崎農業協同組合と情報を共有する。

(支援の中止)

第5条 支援事業者が、自身の心身の故障等特段の事情により支援を中止しようとする場合は、速やかに川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援中止申込書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 中止の決定

市長は、前項の中止申込書の提出があった場合において、中止の決定をしたときは、速やかに専門家に通知するとともに、川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援中止決定通知書（第4号様式）をもって支援事業者に通知するものとする。

(守秘義務)

第6条 専門家は、派遣等によって知り得た支援事業者の情報を、支援事業者の許可なく、他に漏らしてはならない。

(派遣回数・期間)

第7条 支援事業者への専門家派遣は、1経営体につき、同一年度で原則3回までとし、各年度の予算の範囲内で決定する。

2 派遣期間は、支援の決定があった年度内までとする。

(派遣後の手続き)

第8条 専門家は、支援事業者との面談を行った場合、速やかに川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援実施結果報告書（第5号様式）により、市長に報告する。なお、報告にあたり成果品等があれば添付するものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月30日から施行する。

第1号様式

川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援申込書・同意書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申 込 者 住 所
(法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地)
名 称
(代表者) 氏名
(署名を行うこと)

川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援事業実施要領第4条第1項第1号に基づき、次の各号に掲げる書面を添付し、申込をいたします。また、本申込にあたって、川崎市が委託する専門家、農業委員会、神奈川県農業技術支援センター及びセレサ川崎農業協同組合に申込書類及び相談内容を共有することに同意します。

添付資料

- 1 財務諸表（青色申告決算書の写しなど経営状況を把握できるもの）
- 2 経営面積がわかる資料（「その他の農業者」や「その他の新規就農者」で、補助対象要件として必要な場合のみ）
- 3 定款の写し（法人の場合のみ）

派遣申請理由

1 経営改善等の目標及び課題
2 相談したいこと
3 備考

第2号様式

川崎市指令 第 号

申請者住所.....

(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地)

名 称.....

(代表者) 氏名..... 様

川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援決定通知書

年 月 日付で申請のあった川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援申込については、川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援実施要領第4条第1項第2号に基づき、内容を審査した結果、支援することを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

第3号様式

川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援中止申込書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所
(法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地)
名 称
(代表者) 氏名

川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援実施要領第5条第1項に基づき、次の理由により中止の申込をします。

中止の理由
備考

第4号様式

川崎市指令 第 号

申請者住所.....

(法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地)

名 称.....

(代表者) 氏名..... 様

川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援中止決定通知書

年 月 日付で申込のあった川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援中止
申込については、川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援実施要領第5条第2項に基づ
き、支援の中止を決定したため、通知します。

年 月 日

川崎市長

第5号様式

川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援実施結果報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

名 称
(代表者) 氏名

川崎市農業経営高度化支援事業伴走型経営支援実施要領第8条に基づき、次のとおり実施結果を報告します。

■対象者	■派遣日時	
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
■相談内容		
■現状分析・課題の洗い出し		
■助言内容・提案した改善策等		
■今後について		
■備考		

